

第551回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	第56期 広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料 No. 2	令和5年9月1日 県最賃官報公示	P. 2
資料 No. 3	特定(産業別)最低賃金専門部会における審議状況及び結果	P. 3
資料 No. 4	特定最低賃金専門部会委員名簿	
4 -1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 4
4 -2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 5
4 -3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	P. 6
4 -4	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 7
4 -5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 8
4 -6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	P. 9
4 -7	広島県自動車小売業最低賃金	P. 10
資料 No. 5	各特定最低賃金専門部会議事要旨	
5 -1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 11
5 -2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 14
5 -3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	P. 17
5 -4	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 19
5 -5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 21
5 -6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	P. 24
5 -7	広島県自動車小売業最低賃金	P. 27
資料 No. 6	各特定最低賃金専門部会長報告(写)	
6 -1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 30
6 -2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 32
6 -3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	P. 34
6 -4	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 36
6 -5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 38
6 -6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	P. 40
6 -7	広島県自動車小売業最低賃金	P. 42
資料 No. 7	広島県最低賃金の改正決定について(答申)(写)	P. 44
資料 No. 8	各種支援策関係資料	
8 -1	令和5年度業務改善助成金のご案内	P. 47
8 -2	8月31日から開始 業務改善助成金の制度が拡充されます	P. 51
8 -3	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ	P. 53
8 -4	広島県賃上げ環境整備支援事業補助金	P. 57
8 -5	年収の壁・支援強化パッケージ	P. 58
8 -6	配偶者手当を見直して若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか	P. 60

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和 5年 4月 1日現在

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	岡 田 行 正	広島修道大学 教授
	酒 井 朋 子	税理士
	中 原 良 子	弁護士
	三 井 正 信	安田女子大学教授
	村 上 恵 子	県立広島大学 教授
労 働 者 代 表	国 友 雅 彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	佐 崎 吉 宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	長 安 幸 司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋 本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	山 崎 英 伸	全国マツダ労連 特別執行委員
使 用 者 代 表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	巢 守 佳 之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中 野 博 之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	藤 井 良 朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

(50音順・第56期)

兵庫労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、兵庫県最低賃金 (昭和 55 年兵庫労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

兵庫労働局長 金刺 義行
第 4 号中 「1 時間 960 円」を「1 時間 1,001 円」
に改める。

奈良労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、奈良県最低賃金 (平成 7 年奈良労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

奈良労働局長 橋口 忠
第 4 号中 「1 時間 896 円」を「1 時間 936 円」に
改める。

和歌山労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、和歌山県最低賃金 (昭和 55 年和歌
山労働基準局最低賃金公示第 8 号) の一部を次の
ように改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1
項の規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

和歌山労働局長 松浦 直行
第 4 号中 「1 時間 889 円」を「1 時間 929 円」に
改める。

岡山労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、岡山県最低賃金 (昭和 55 年岡山労働
基準局最低賃金公示第 2 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

岡山労働局長 成毛 節
第 4 号中 「1 時間 892 円」を「1 時間 932 円」に
改める。

広島労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、広島県最低賃金 (昭和 55 年広島労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

広島労働局長 金石 英雄
第 4 号中 「1 時間 930 円」を「1 時間 970 円」に
改める。

山口労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、山口県最低賃金 (昭和 55 年山口労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

山口労働局長 名田 裕
第 4 号中 「1 時間 888 円」を「1 時間 928 円」に
改める。

徳島労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、徳島県最低賃金 (昭和 55 年徳島労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

徳島労働局長 竹中 郁子
第 4 号中 「1 時間 855 円」を「1 時間 896 円」に
改める。

香川労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の
規定に基づき、香川県最低賃金 (昭和 55 年香川労働
基準局最低賃金公示第 1 号) の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第 14 条第 1 項の
規定により公示する。
令和 5 年 9 月 1 日

香川労働局長 栗尾 保和
第 4 号中 「1 時間 878 円」を「1 時間 918 円」に
改める。

回 答 質 疑

診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法 (昭和 26 年法律第 226 号。以下
「法」という。) 第 18 条の規定により、第 76 回診
療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。
令和 5 年 9 月 1 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 試験期日 令和 6 年 2 月 15 日 (木曜日)

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、
大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関
する法律 (昭和 58 年法律第 83 号。以下「58 年改
正法」という。) による改正前の診療放射線技師
及び診療エックス線技師法 (昭和 26 年法律第
226 号。以下「旧法」という。) に定める診療工
ツクス線技師試験 (以下「診療エックス線技師
試験」という。) 又は法附則第 7 項の規定による
試験 (以下「特例試験」という。) に合格した者
であって、受験願書にその旨を記載し、試験科
目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受
けようとするものについては、東京都に限る。

3 試験科目 基礎医学大要、放射線生物学 (放
射線衛生学を含む。)、放射線物理学、放射化学、
医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技
術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情
報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射
線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、2 のただし書に該当する者について
は、次の科目を免除する。
基礎医学大要、放射線生物学 (放射線衛生学
を含む。)、放射線物理学、医用工学、エックス
線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放
射線安全管理学

4 受験資格

(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 90 条
第 1 項の規定により大学に入学することがで
きる者 (法第 20 条第 1 号の規定により文部科
学大臣の指定した学校が大学である場合にお
いて、当該大学が学校教育法第 90 条第 2 項の
規定により当該大学に入学させた者又は法附
則第 11 項の規定により学校教育法第 90 条第 1

項の規定により大学に入学することができ
る者とみなされる者を含む。) であって、文部科
学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指
定した診療放射線技師養成所において、3 年
以上診療放射線技師として必要な知識及び技
能の修習を終えたもの (令和 6 年 3 月 15 日 (金
曜日) までに修業し、又は卒業する見込みの
者を含む。)

(2) 外国の診療放射線技術に関する学校若しく
は養成所を卒業し、又は外国で法第 3 条の規
定による免許に相当する免許を受けた者で
あって、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等
以上の学力及び技能を有するものと認めたも
の

(3) 58 年改正法の施行の際 (昭和 59 年 10 月 1 日)
現に診療エックス線技師又は診療エックス線
技師試験を受けることができた者であって、
旧法第 20 条に規定する文部大臣が指定した学
校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養
成所において、1 年以上診療放射線技師として
必要な知識及び技能の修習を終えたもの
(58 年改正法の施行の際現に修習中の者で
あって、同法施行後にその修習を終えたもの
を含む。)

5 受験手続
(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を
提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

イ 受験願書 診療放射線技師法施行規則
(昭和 26 年厚生省令第 33 号) 第 3 号書式
により作成するとともに、受験願書に記載
する氏名は、戸籍 (中長期在留者につ
いては在留カード又は住民票、特別永住
者については特別永住者証明書又は住民
票、短期在留者については旅券その他の
身分を証する書類) に記載されている文
字を使用すること。

なお、2 のただし書に該当する者に
あっては、診療エックス線技師試験 (特
例試験を含む。以下同じ。) に合格してい
る旨を、受験願書の受験地の下に記載す
ること。

令和5年度特定（産業別）最低賃金専門部会における審議状況及び結果

特定最賃名 前年度最賃額 引上げ額 引上げ率		開催日	出席委員 (人)	引上げ額 最低賃金額 引上げ率
1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金 1024円 + 29円 2.9%	① 10月5日	9	+ 40円
		② 10月17日	8	1064円
		③ 10月26日	9	3.9%
2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 969円 +25円 2.7%	① 10月4日	9	+ 33円
		② 10月13日	9	1002円
		③ 10月25日	8	3.4%
3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 984円 +26円 2.7%	① 10月3日	8	+ 36円
		② 10月11日	8	1020円
		③		3.7%
4	広島県電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 953円 + 29円 3.1%	① 9月26日	9	+ 42円
		② 10月6日	8	995円
		③		4.4%
5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金 964円 +26円 2.8%	① 9月26日	9	+ 34円
		② 10月4日	9	998円
		③ 10月17日	9	3.5%
6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 999円 +22円 2.3%	① 10月5日	9	+ 31円
		② 10月18日	9	1030円
		③ 10月26日	9	3.1%
7	広島県自動車小売業最低賃金 958円 +28円 3.0%	① 10月2日	9	+ 35円
		② 10月6日	9	993円
		③ 10月20日	9	3.7%

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	くるまもと しん 晋 車元 晋	弁護士
	なかはら よしこ 中原 良子	弁護士
	みつい まさのぶ 三井 正信	安田女子大学教授
労働者代表	おくのぶ はるしげ 奥信 明繁	JFEスチール福山労働組合 書記長
	ささき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	ひがし ひろみち 東 博道	淀川製鋼所呉労働組合 執行委員長
使用者代表	くわだ とよゆき 桑田 豊幸	大和重工株式会社 相談役
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	やすだ しんいちろう 安田 新一郎	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 労働人事部福山労働人事室長

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	はせがわ えいじ 長谷川 英治	弁護士
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	いたみ えいじ 伊丹 英二	ダイクレ労働組合 組合長
	くにとも まさひこ 国友 雅彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	たかもと としゆき 高本 利幸	中国工業労働組合 執行委員長
使用者代表	たにぐち こうじ 谷口 幸至	豊国工業株式会社 総務部長
	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	はまさき まさひろ 濱崎 正弘	株式会社ダイクレ 総務人事部長

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	いのうえ しゅうこ 井上 周子	弁護士
	くるまもと しん 車元 晋	弁護士
	さかい ともこ 酒井 朋子	税理士
労働者代表	くにとも まさひこ 国友 雅彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	たなか なおと 田中 修人	コベルコ建機労働組合 執行委員
	やぶもと あつし 薮本 敬士	北川鉄工所労働組合 中央執行委員長
使用者代表	す もり よしゆき 巣守 佳之	巣守金属工業株式会社 代表取締役社長
	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	ふじい よしろう 藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

[注] 1. 太文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	いのうえ しゅうこ 井上 周子	弁護士
	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	なかはら よしこ 中原 良子	弁護士
労働者代表	すみ なおき 角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	とくもと ひろし 徳本 博志	広島県電力関連産業労働組合総連合 事務局長
	ながやす こうじ 長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
使用者代表	いけくぼ のりや 池久保 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	ながた かつし 長田 克司	オオアサ電子株式会社 代表取締役社長
	ふじい よしろう 藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

[注] 1. 太文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車・同附属品製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	さかい ともこ 酒井 朋子	税理士
	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
労働者代表	とむら しんいちろう 戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	やまさき ひでのぶ 山崎 英伸	全国マツダ労連 特別執行委員
	やまだ としまさ 山田 敏正	マツダ労働組合 労働政策室長
使用者代表	くわはら たつと 桑原 立人	東友会協同組合 専務理事
	にしかわ きとし 西川 智士	マツダ株式会社 人事本部人事労政部部長
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

[注] 1. 太文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	はせがわ えいじ 長谷川 英治	弁護士
	みつい まさのぶ 三井 正信	安田女子大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	あくね こう 阿久根 孝	ジャパンマリンユナイテッド呉労働組合 執行委員長
	さざき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	まえだ りゅうじ 前田 隆司	内海造船労働組合 執行委員長
使用者代表	でまち てつや 出町 哲也	株式会社IHI 呉事業所長
	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	なかもと ひろと 中本 裕人	神田ドック株式会社 取締役

[注] 1. 太文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車小売業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	くるまもと しん 普 車元 晋	弁護士
	みつい まきのぶ 三井 正信	安田女子大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	あらき けいた 荒城 啓太	広島マツダ労働組合 副執行委員長
	うちだ しょうへい 内田 将平	ホンダ販売労働組合西中国支部 執行委員長
	やまさき ひでのぶ 山崎 英伸	全国マツダ労連 特別執行委員
使用者代表	いけくぼ のりや 池久保 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	おきだ けんご 沖田 賢吾	株式会社広島マツダ 関連・新規事業担当取締役
	す もり よしゆき 巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長

[注] 1. 太文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月5日（木）9時45分～11時10分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に三井委員、部会長代理に中原委員が選出された。 2 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「鉄鋼業を取り巻く環境については、人材不足が社会的問題となっている。広島県の求人状況は、売り手市場であり、人口移動による転出超過が続いており、採用に苦慮している。 作業の自動化、労働条件の改善などを講じているが、成果が出ていない。また、労働組合が組織化されている労働者と非組織労働者との賃金格差が大きい、などの問題があることから、他産業に優位性を保ちながら、人材を確保し、産業の魅力を高めていきたい。」との意見が表明された。 使用者代表委員からは「中小事業者は、二極化している。一方では、前向きな設備投資を行っているが、もう一方ではゼロゼロ融資の返済も出来ない程資金繰りに苦慮している。物価高騰により、価格転嫁が出来ていない。鉄鋼業では、生産量が減少し、国内需要は落ち込み、海外は需要旺盛だが競争が激しい。人材確保のため賃上げは必要と思うが、上げ方を間違えないで慎重に議論したい。」との意見が表明された。 その後、労働者代表委員から、「昨年の鉄鋼業の最低賃金と広島県の最低賃金との対比率を根拠として、1,067円とし、43円引き上げる。」との金額提示がなされたが、使用者代表委員から本日の金額提示はなされなかった。こうした状況を踏まえ、次回に審議を持ち越すこととなった。 3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会 日 時 10月17日（火）14時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月17日（火）13時54分～15時00分		
開始場所	広島合同庁舎号3館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員から金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「中小規模事業者の賃上げを考慮し、賃上げ状況が連合広島は従業員300人未満規模の事業者で、2.90%、同じく経団連が2.94%であり、これらを考慮して、2.92%、30円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたところ、労働者代表委員が引上げ額を43円から42円に変更し、使用者代表委員が引上げ額を30円から36円に金額変更したが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会 日 時 10月26日（木）10時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月26日（木）10時00分～11時41分		
開始場所	広島合同庁舎号2館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「広島県最低賃金の引上額以上にこだわって行きたい。改めての金額提示は、引上げ額41円を提示する。」との金額提示があった。 使用者代表委員は、「企業が二極化している中、厳しい経営環境にある事業者が特定最低賃金改正の影響を受ける。ということと、県内他業種の決定状況は、30円台半ばで決着している。そういったことから、前回と同じく引上げ額36円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,024円を40円引き上げて、1,064円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。 11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。 2 その他 今後の審議会の開催予定。 第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 （異議申出があった場合） 第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日（金）10時～			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月4日(水) 8時57分～10時02分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員が選出された。 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（以下「金属製品製造業」という。）の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「広島県では労働力人口が減少しており、県外への転出者も多いことから、人口流出を防ぐ必要がある。当産業では離職者が多く、技術伝承の課題がある。人材を育成するには長い時間がかかる。優秀な技能者を定着させるためにも、他業種よりも優位な賃金を確保する必要がある。今春闘では、人材確保の観点から大幅な賃上げあった。現状、賃金を上げないと人が集まらない。」との意見表明がなされた。 使用者代表委員からは「我々は、中小零細企業の状況を中心に考えている。様々な問題が国内外にある中、先行きは不透明であり、賃上げはリスクがある。」との意見表明がなされた。 その後、労働者代表委員から、「春闘の結果、広島県の最低賃金の引上げ額等を考慮し、当業種における労働協約上最も低い賃金額1,010円と現在の最低賃金の差額41円を引上げ要求額とする。」との金額提示がなされ。使用者代表委員からは、「中小事業者から1,000円は厳しいとの声があり、引上額30円（最低賃金額999円）」の金額提示がなされた。 3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月13日(金) 午前10時00分～ 会 場 合同庁舎4号館13階9号会議室 主な議題 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月13日（金） 9時55分～11時15分		
開始場所	広島合同庁舎4号館13階9号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県における同種の特定最低賃金の結審状況について報告を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。 労働者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 41 円を提示する。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 30 円を提示する。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたところ、労働者代表委員が引上げ額を 41 円から 40 円に金額変更したが、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の専門部会の日程調整が行われた。 第3回 広島県金属製品等製造業最低賃金専門部会 日 時 10月25日（水）10時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月25日（水） 9時44分～11時05分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。 労働者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 40 円を提示する。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額 30 円を提示する。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額 969 円を 33 円引き上げて 1,002 円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。 11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 （異議申出があった場合） 第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日（金）10時～			

広島地方最低賃金審議会

第1回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事要旨

開催日時	令和5年10月3日（火） 10時00分～11時20分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に酒井委員、部会長代理に井上委員が選出された。			
2 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（以下「はん用機械器具等製造業最低賃金」という。）の改正決定について 部会長から労働者代表委員および使用者代表委員に対し、はん用機械製造業等最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「当産業は広島県最低賃金より優位性を保ってはいるものの、労働力人口が減少しており、賃金水準の向上、魅力ある都市作り、県外から人を呼び込む必要がある。企業では設備導入が進んでいるものの、人の手に頼っている。職場環境は恵まれていないことから、魅力ある労働条件が必要であり、選ばれるはん用機械産業となるには、賃金水準の向上が必要である。現在、内需、外需ともに順調に推移しており、半導体不足も解消しているが、急激な円安による生活費等の物価高があり、人材確保、業界の知名度向上のため、適正な賃金の引上げが必要である。」との意見表明があった。 使用者代表委員からは、「企業を取巻く環境は、全ての業界で厳しい。ロシアのウクライナ侵攻が不安材料のトップとなっている。ある程度の規模の企業はコロナ前とはいかないまでも、なんとかなっているが、中小零細企業は、ゼロゼロ融資の返済、インボイス制度開始により厳しい状況にある。物価高もあり、常識の範囲内の賃上げは理解している。中小零細企業に目線を当てて、臨みたい。地域の若い活力ある人材を呼び込むために、一定の給与水準は必要であるが、経営状況とのバランスを考えることが必要であり、極端な賃上げは必要ない。」との意見表明があった。 その後、労働者代表委員から、「当業種における労働協約上最も低い賃金額1,020円と現在の最低賃金との差額36円を引上げ要求額とする。」との金額提示がなされた。 使用者代表委員から「金額提示については、持ち帰って検討する。」との発言があり、次回に審議を持ち越すこととなった。			
3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 日 時 10月11日（水）午前10時00分～会 場 合同庁舎4号館13階9号会議室 主な議題広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月11日（水） 9時58分～10時33分		
開始場所	広島合同庁舎4号館13階9号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員から金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「昨年の引上額が広島県最低賃金の84%程度の26円であったので、同様に、広島県最低賃金の引上額40円の84%程度の34円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各代表委員と個別に協議を重ねたが、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額984円を36円引き上げて1,020円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。 11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 （異議申出があった場合） 第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日（金）10時～			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年9月26日（火） 14時55分～15時40分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に岡田委員、部会長代理に中原委員が選出された。 2 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（以下「電子部品等製造業最低賃金」という。）最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、電子部品等製造業最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「この産業が置かれた環境の認識として、デジタル化、脱炭素化 I O T、ビッグデータ及び人工知能 A I が急速に発展している。新たな価値を見出し、雇用の創出、優秀な人材の確保の取組が重要である。県内のもの作り産業に格差があり、他の特定最低賃金6業種との格差を改善していきたい。我が産業は最下位であることから、他の産業より優位に立ちたい。」との意見表明がなされた後、金額として、電機連合の令和5年度春闘における299人以下の組織の賃上げ額を時給換算した額を根拠として、現行から47円引上げて、最低賃金額1,000円の提示がなされた。 使用者代表委員からは、「本日配布された説明資料を基に金額をまとめていきたい。」との発言があり、金額提示はされなかった。 労働者側から金額提示はされたものの、使用者側から金額提示がなく、次回に審議を持ち越すこととなった。 3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 日時 10月6日（金）午後14時00分～ 会場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 6 日（金）13 時 54 分～14 時 57 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員から金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「物価の上昇率を踏まえて、引上額 38 円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねた結果、労働者代表委員から「広島県最低賃金の引上率 4.3%を乗じた金額に加え、業界の優位性確保のため 1 円を上乗せし、42 円を提示する。」との金額提示がなされ、使用者代表委員から「中小零細企業は苦しいが、全国のバランスを考え、人材の確保の観点から、42 円に合意する。」との労使双方の合意が得られ、時間額 995 円で全会一致の結審となった。 11 月 1 日に開催予定の第 551 回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第 551 回広島地方最低賃金審議会 日 時 11 月 1 日（水）10 時～ 会 場 合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室 （異議申出があった場合） 第 552 回広島地方最低賃金審議会 日 時 11 月 17 日（金）10 時～			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年9月26日（火） 9時55分～11時20分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に岡田委員、部会長代理に酒井委員が選出された。			
2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「前提として、日本全体の物価高に見合った賃上げを共有したい。今回は金額提示しない。労使がイニシアティブを発揮して、優秀な人材の確保、定着が必要である。賃上げの状況は、近年にない大幅な増額となっており、物価上昇と賃上げが循環していくことが必要である。業界において、新卒初任給の大幅な引上げが実施され、今後も続くことが見込まれる。広島県最低賃金の引上げと同様の引上げが必要と考える。」との意見表明があった。 使用者代表委員からは、「燃料費の高騰が企業活動へ影響を与えている。中小企業の多くは、コロナのゼロゼロ融資を受けており、その返済が始まっていることから資金繰りに苦しんでいる。最低賃金決定における要素の「事業の賃金支払能力」を直視するべきである。政府の支援策には、業務の効率化という前提があるが、企業には手元資金がなく、活用できていない。直接的な支援が必要である。本日は金額提示しない。」との意見表明があった。 その後、広島県は他地域に比較して人材確保に苦戦している等、議論が交わされたが、労使双方とも金額提示されなかったことから、次回に審議を持ち越すこととなった。			
3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月4日（水） 11時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月4日（水） 10時54分～12時10分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「人材確保に寄与するためには、広島県の最低賃金額を上回る水準が必要である。自動車製造業の労使協定における最低額が、1,008円なので、その金額に合わせることで、現在の最低賃金額964円の差額、44円を引上げ額として提示する。」との金額提示があった。 使用者代表委員は、「自動車産業は、広島県の基幹産業である。春闘における小規模企業の賃上げ状況は、連合が、従業員300人未満で、2.90%、経団連が2.94%であり、これらを考慮して、28円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を行ったものの、双方提示金額に変更はなかった。 双方の意見に隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月17日（火） 10時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月17日（火）9時54分～12時40分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「他県及び広島県内の決定状況をみると、地域最低賃金引上げ額を超える所が目立つ、今後のことを考慮し、広島県の最低賃金引上げ額40円を下回れば、前進と言えない。前回の専門部会で提示した金額である引上げ額44円を提示する。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額30円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ね、現行の特定最低賃金額964円を34円引き上げて998円とすることの公益案を提示し、採決の結果、労働者代表委員全員反対で結審となった。 11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 （異議申出があった場合） 第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日（金）10時～			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年10月5日（木）13時58分～15時16分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に三井委員が選出された。			
2 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「造船業の特定最低賃金は、岡山県、香川県より低く、人材が集まらない。産業の見通しとしては、大量の代替船、脱炭素化による需要が見込まれており、ここで賃上げしなければ、生産能力が低下してしまう。造船業の職場環境は過酷である。同業他県より魅力を持たせないといけない。また、労働組合が組織化されている労働者と、非正規、未組織労働者との格差が拡大している。」と意見表明された。 使用者代表委員からは「鋼材の価格が高騰しており、2年前より8割高くなっている。見通しは厳しい。受注量は増えているものの、中国の受注が増えており、シェアは伸びていない。修繕船は全国的に好調である。受注も取れており、価格転嫁も出来ている。一方で、中小の造船所に関しては、鋼材費、燃料費及び人件費が増加しており厳しい状況にある。」との意向表明があった。 その後、労働者代表委員から、「昨年の造船業の最低賃金と広島県の最低賃金との対比率に、賃金改善分0.01%を上乗せする等を根拠に、1,047円とし、引上額48円」の金額提示がなされた。 使用者代表委員からは、「昨年より業界の状況が回復していない。最低賃金は最低ラインを決めるものであり、中小零細企業の状況を考えて20円を引き上げる。」との金額提示がなされた。 労使双方から金額の提示が行われたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。			
3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 日 時 10月18日（水）午前10時00分～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年10月18日（水）9時54分～11時32分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「造船業は危険な職場である。今年の広島県最低賃金引上げ額にこだわりたい。前回の専門部会で提示した金額である引上げ額41円を提示する。」との金額提示があった。 使用者代表委員は「前回の専門部会で提示した金額である引上げ額20円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、労使双方から金額提示額に変更はなかった。 労使双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 日 時 10月26日（木）午後14時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年10月26日（木）13時52分～17時11分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「歩み寄る必要性はあるが、40 円にこだわりたい。船舶製造業は非常に厳しいところがある。そういった状況で、昨年度、船舶等製造業最低賃金 999 円は、広島県最低賃金 930 円の 1.07 倍であり、その対比率を維持するという根拠で 38 円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。 使用者代表委員は「業界における底辺の賃金を見ていただいて、どれくらい上げれば迷惑がかからないかを考えたとき、プラスの 22 円であった。22 円の引上げを提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ね、現行の特定最低賃金額 999 円を 31 円引き上げて 1,030 円とすることの公益案を提示し、採決の結果、労働者代表委員反対で、公益案どおり結審となった。 11 月 1 日に開催予定の第 551 回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。 2 その他 今後の審議会の開催予定。 第 551 回広島地方最低賃金審議会 日 時 11 月 1 日（水）10 時～ 会 場 合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室 （異議申出があった場合） 第 552 回広島地方最低賃金審議会 日 時 11 月 17 日（金）10 時～			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月2日（月） 10時57分～11時52分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に三井委員、部会長代理に村上委員が選出された。 2 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「本日は金額提示しない。賃上げを社会全体で行っていくという認識を共有したい。労使がイニシアティブを発揮し、優秀な人材を確保することが必要である。春闘において、昨年と比較して大幅な引上げが見られたが、物価高騰に賃上げが追い付いていない。国内の新車販売台数は、今年に入り半導体不足が解消していることから、12か月連続増加している。自動車小売業では、深刻な人材不足があり、特に、整備士の採用に苦慮している。賃金の引上げは人材確保に必要である。」との意見表明がなされた。 使用者代表委員からは、「国際情勢、エネルギーなどの物価高があり、価格転嫁が追い付いていない。賃金の底上げが購買力の増加に繋がることは理解できるが、企業、特に、中小零細企業の支払能力に目を向けるべきである。中小零細企業は、労働分配率が高く、利益が低い、急激な賃上げは不可能である。資料を基に検討したい。本日は、金額提示しない。」との意見表明がなされた。 その後、価格転嫁について議論が交わされ、次回に審議を持ち越すこととなった。 3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第2回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会 日 時 10月6日（金）10時00分～ 会場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和4年10月6日（金） 9時54分～10時54分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「特定最低賃金と広島県最低賃金との差が縮まる中、広島県最低賃金を上回る水準を目指し、自動車小売業をアピールしたい。労使協定における最低額が995円であることから、満額である37円引上げを提示する。」との金額提示があった。 使用者代表委員は、「企業の支払能力という観点から、中小零細企業に目線を置いて考えたい。賃上げは、年1～3%の引上げが妥当と思われる。昨年は、3.01%引上げている。今年は、3.03%引上げて29円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員との協議により使用者代表委員が引上げ額を29円から31円に金額変更したが、労働者代表委員は提示金額に変更はなかった。 双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会 日 時 10月20日（金）午前10時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和5年10月20日（金）9時54分～11時25分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「他県の決定状況は地域別最低賃金額と同額かそれを超える水準で決定している。来年広島県の最低賃金額は、1,000円を超えるような状況にある。可能な限り上を目指したい。前回の専門部会で提示した金額である引上げ額37円を提示する。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「支払原資の乏しい中小零細企業に目線を置いて考えるべきである。引上げは、1～3％が妥当であり、それに上乗せをして、3.24％引上げの31円を提示する。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねた結果、引上額35円、最低賃金額993円で合意が得られ、全会一致で結審となった。 11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。 2 その他 今後の審議会の開催予定。 第551回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月1日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 （異議申出があった場合） 第552回広島地方最低賃金審議会 日 時 11月17日（金）10時～			

令和5年10月26日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 三井 正信

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

三井 正信

部会長代理

中原 良子

車 元 晋

労働者代表委員

奥 信 明 繁

佐 崎 吉 宏

東 博 道

使用者代表委員

桑 田 豊 幸

長谷川 信 男

安 田 新一郎

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）、可鍛鑄鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 6 4 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月25日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県建設用・建築用金属製品、

その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

部会長 村 上 恵 子

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

村 上 恵 子

部会長代理

岡 田 行 正

長 谷 川 栄 治

労働者代表委員

伊 丹 英 二

国 友 雅 彦

高 本 利 幸

使用者代表委員

谷 口 幸 至

中 野 博 之

濱 崎 正 弘

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む。）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む。）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 0 2 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和4年10月11日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 酒 井 朋 子

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

酒 井 朋 子

部会長代理

井 上 周 子

車 元 晋

労働者代表委員

国 友 雅 彦

田 中 修 人

藪 本 敬 士

使用者代表委員

巢 守 佳 之

中 野 博 之

藤 井 良 朗

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、
かえり取り、鋳取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 2 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月6日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 岡田行正

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

岡田行正

部会長代理

中原良子

井上周子

労働者代表委員

角直樹

徳本博志

長安幸司

使用者代表委員

池久保典也

長田克司

藤井良朗

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により、又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 9 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月17日

広島地方最低賃金審議会

会 長 岡 田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 岡 田 行 正

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

岡 田 行 正

部会長代理

酒 井 朋 子

野 北 晴 子

労働者代表委員

戸 村 伸 一 郎

山 崎 英 伸

山 田 敏 正

使用者代表委員

桑 原 立 人

西 川 智 士

長 谷 川 信 男

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 9 8 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月26日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会

部会長 村上 恵子

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

村上 恵子

部会長代理

三井 正信

長谷川 栄治

労働者代表委員

阿久根 孝

佐崎 吉宏

前田 隆司

使用者代表委員

出町 哲也

中野 博之

中本 裕人

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、か
えり取り、鋳取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,030円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和5年10月20日

広島地方最低賃金審議会

会 長 岡 田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 三 井 正 信

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

三 井 正 信

部会長代理

村 上 恵 子

車 元 晋

労働者代表委員

荒 城 啓 太

内 田 将 平

山 崎 英 伸

使用者代表委員

池 久 保 典 也

沖 田 賢 吾

巢 守 佳 之

広島県自動車小売業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 9 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和5年8月4日

広島労働局長

釜石 英雄 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け広労発基 0703 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、消費者物価指数及びエネルギー価格の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、政府に対し、業務改善助成金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援はもとより、賃上げ税制や補助金、その他賃上げ優遇等各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続きの見直しや制度の拡充を図ること。
- 2 各種支援策の周知について、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めること。
- 3 官公庁の発注する業務について、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。
- 4 価格転嫁対策について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向け

た取組を強化すること。

- 5 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を講ずること。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1 時間 970 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 5 年 10 月 1 日

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

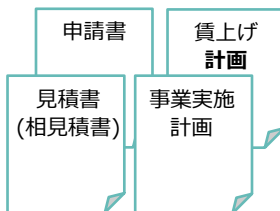


別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、
(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

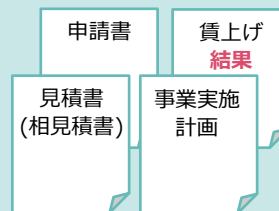
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引き上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間※に事業
場内最低賃金を引き
上げていた場合は、
**賃金引き上げ計画は不
要**です。(事業実施
計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます**。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
 - ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
- (ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。

PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成） [PDF形式：5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成） [PDF形式：3,312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

さらなる工夫 セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

<導入前> <導入後>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前> <導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

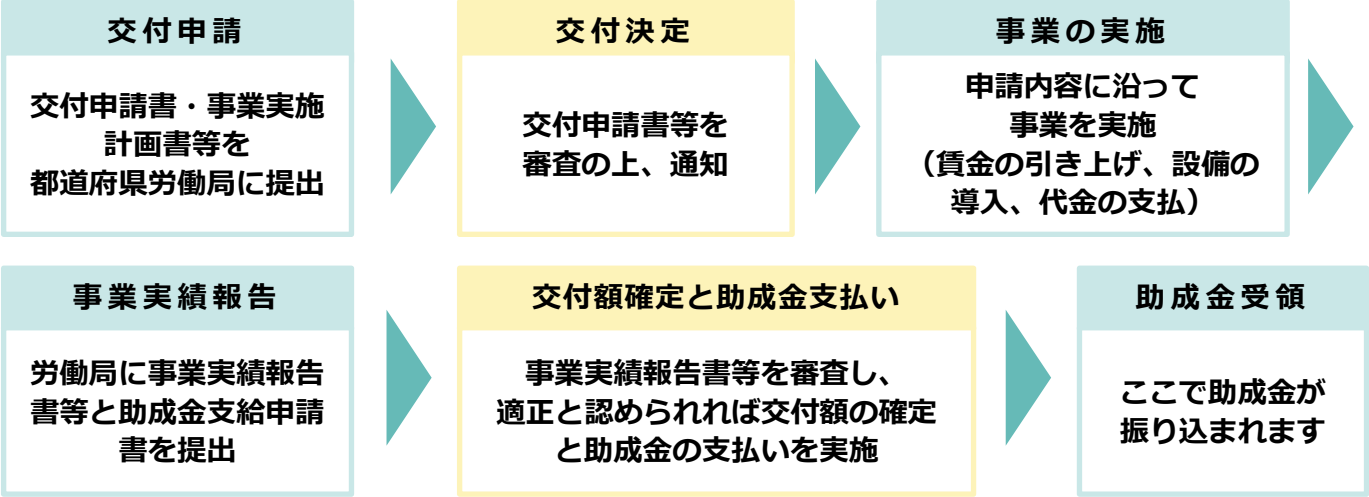
実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合
発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了 **対象!** **発効日の当日(10月1日)に**事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施 **対象外**

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金の制度が拡充されます！ 資料№8-2

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など計画の承認
と実施設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場例：地域別最低賃金が920円の
地域において事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金を受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**事業実
施計画賃上げ
計画を提出し、計画の
審査を受けます。（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**事業実
施計画賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出審査・
交付決定交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

資料№8-3

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は令和5年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な公募情報、申請方法等はホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

さらに

一定の事業者は、賃金引き上
げ後の申請も可能です！



(要件)

- ・ 事業場規模が50人未満であること
- ・ 令和5年4月1日～12月31日に事業場内最低賃金を引き上げていること

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※ () 内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備 の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサル ティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成上限額

引上げ 労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円 (230万円)	450万円 (450万円)
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円 (180万円)	300万円 (300万円)	600万円 (600万円)

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細はホームページ参照）のみ対象。

※ () 内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が900円
- ・ 事業場内最低賃金を910円から970円にUP
→ 事業場内最低賃金が910円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→ 60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



(設備投資費用が300万円の場合…)
 $300万円 \times 4/5 = 240万円$
→ 助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合先

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



<事業再構築補助金> (最低賃金枠)

- 事業概要：新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた 規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。
 - 主要要件：2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上 **最低賃金 + 50円以内**で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。
 - 補助上限：最大1,500万円
(成長枠は最大7,000万円、更に一定の賃上げで上限額を最大3,000万円引上げ)
 - 補助率：2/3～3/4
 - 賃上げ加点：事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を以下の水準以上**とすることを加点要素とします（水準が高いほど追加で加点）。
 1. **地域別最低賃金より+30 円以上**
 2. **地域別最低賃金より+50 円以上**
- ※赤字箇所は、現在公募（第11回）より措置



↑現在の公募要領はこちら

問合先 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

<ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発や生産プロセス改善等に係る設備投資を支援します。
 - 補助上限：最大4,000万円
更に一定の賃上げで、上限額を最大1,000万円引上げ
 - 補助率：1/2～2/3
 - 賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、**「事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準にすること」を更なる加点要素**とします。
- ※赤字箇所は、次回公募（第17次）より措置



↑現在の公募要領はこちら

問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

<IT導入補助金>

- 事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
 - 補助上限：最大450万円
 - 補助率：1 / 2 ～ 3 / 4
 - 賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、**「事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準にすること」を更なる加点要素**とします。
- ※赤字箇所は、10月2日に申請受付開始する公募回より措置



↑現在の公募要領はこちら

問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- ①正社員化コース ④賃金規定等共通化コース
- ②障害者正社員化コース ⑤賞与・退職金制度導入コース
- ③賃金規定等改定コース ⑥短時間労働者労働時間延長コース

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。



問合せ先 都道府県労働局（パンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」P63ご参照）

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

①働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家がセンターにて相談に応じます。電話・メールでも相談できます。
- ◆ 専門家が会社を訪問、またはオンラインにより、1回あたり2時間程度、3回を標準として、コンサルティングを実施します。
- ◆ センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

②よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

生産性向上・賃上げに取り組む中小企業等を支援します

広島県賃上げ環境整備 支援事業補助金



生産性向上等の取組により、
最低賃金引上げを行う
中小企業等を支援する
「業務改善助成金」に、
上乗せ補助を行います。



申請の流れ



補助対象者

- 県内に事業所を有する中小企業等
- 広島労働局へ業務改善助成金の申請を行い、
令和5年4月1日から令和6年2月29日
までの間に額の確定通知を受けている者

補助率

補助対象経費の1/10

申請様式/ 申請方法

広島県ホームページでご確認ください
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/chinage-hojokin.html>



補助対象 経費

業務改善助成金の対象経費支出済額※
※助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の
記載に基づくものとする

県への申請期限

令和6年3月8日(金) ※当日消印有効

お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター [厚生労働省広島労働局委託事業]

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 4F (株)東京リーガルマインド (LEC 広島本校内)



0120-610-494

FAX. **082-500-6540**

9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail: hir-hatarakikata@lec.co.jp

申請先・ お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL:082-513-3411 FAX:082-222-5521 E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

詳細は広島県ホームページでご確認ください。

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】 詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

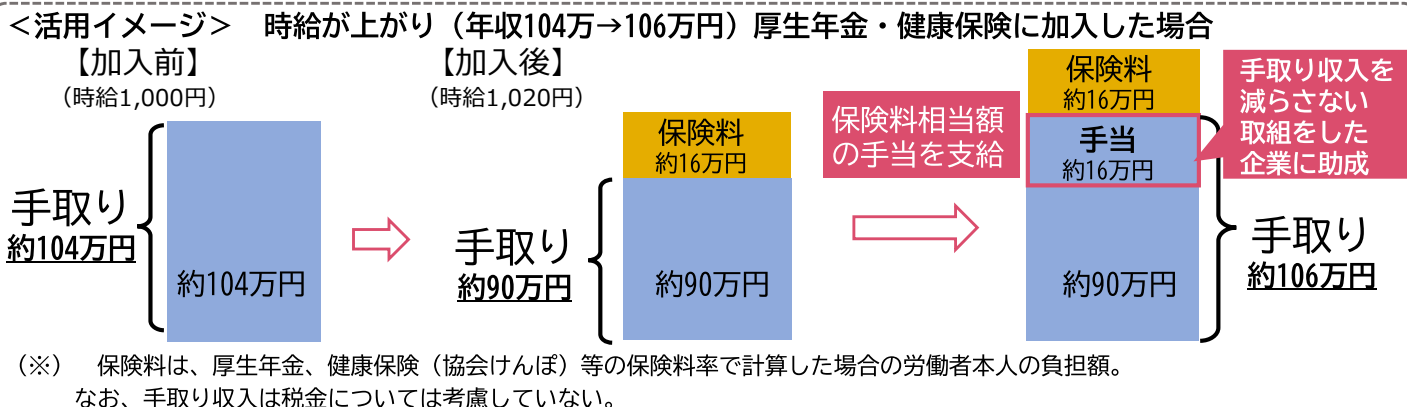
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

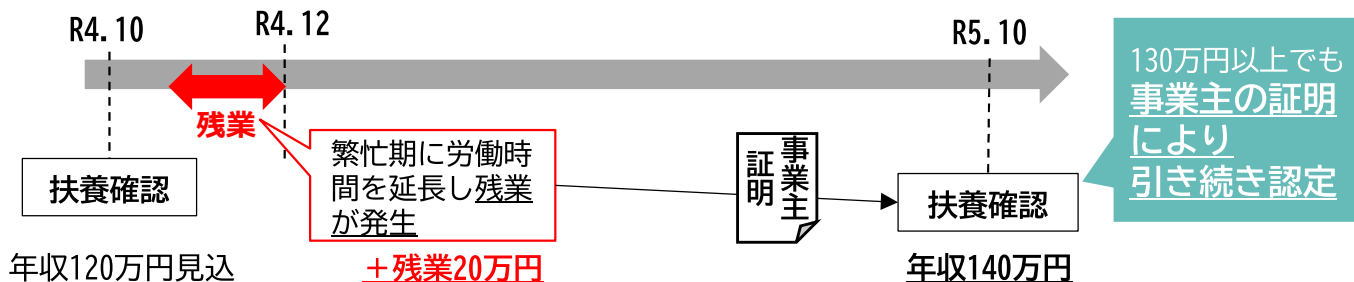
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。59

詳細はこちら



配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

いわゆる「年収の壁」対策

- 今年は**30年ぶりの高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

詳細はこちら



「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

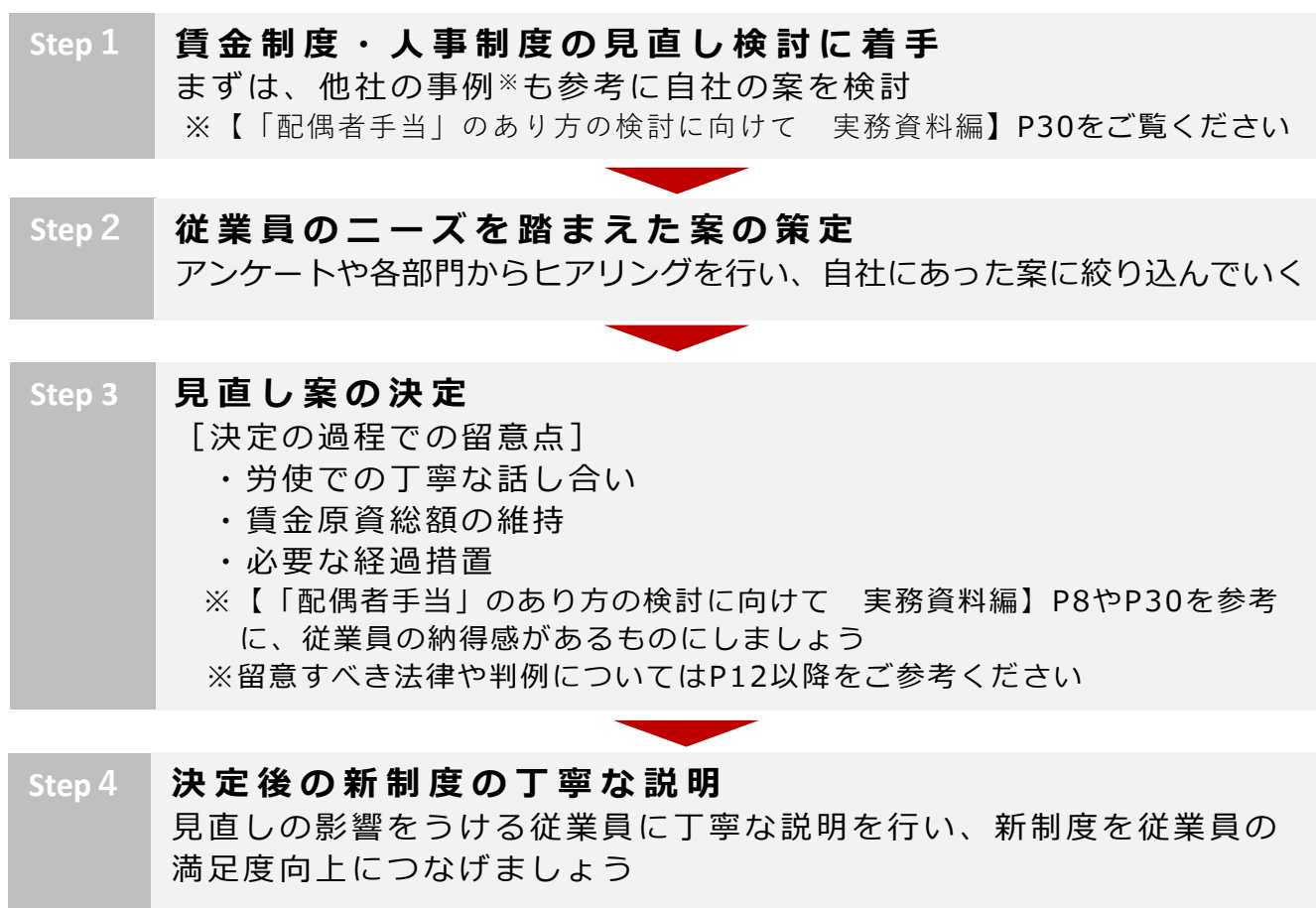
配偶者手当を支給する企業は減少傾向なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。



4 ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう



厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。

